



税務・労務に役立つ NEWS

事務所通信

12
2020

発行：館崎税理士・社会保険労務士事務所

〒042-0915 函館市西旭岡町 3-44-6

TEL 0138-85-8436 FAX 0138-85-8437

e-mail tatezaki_kaikei@lake.ocn.ne.jp

いつもお世話になっております。

街路樹の落葉が歩道や車道に舞い散る季節になりました。

秋から冬へ、季節の流れは早いものですね。

それでは、今月の事務所だよりをお届けします。

厚生労働省より

雇用調整助成金の特例措置等を延長 令和3年2月末まで

「令和2年12月末に期限を迎える雇用調整助成金の特例措置、緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（以下「雇用調整助成金の特例措置等」という。）について、令和3年2月末まで延長します」という案内が、厚生労働省からありました（令和2年11月27日公表）。

ひとまず、助成内容に変更はないようですが、この延長の期限（令和3年2月末）の経過後は、休業者数・失業者数が急増するなど雇用情勢が大きく悪化しない限り、これらの特例措置等を段階的に縮減していくようです。こちらでご確認ください。

<雇用調整助成金の特例措置等を延長します>

https://www.mhlw.go.jp/stf/enchou210228_00003.html

なお、同日、「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金」及び「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」についても、対象期間等の延長を予定していることが公表されています。

これらについてもご確認ください。

<新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金の対象期間の延長について>

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15079.html

<「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」の支給要件の見直しについて>

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15091.html

トピックス

確定申告も押印不要に

2021年分の確定申告から、税務署類への押印を不要にする方向で政府が検討を始めました。年末調整も同様に押印をなくしていく見通しです。年末にまとめる税制改正に盛り込む方針です。菅政権で進めるデジタル化の一環である「脱はんこ」の動きが税にも波及しつつあるようです。

現行法では、国税通則法124条第2項で税務署類には法人代表者や提出者の押印を「しなければならない」